

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国立私立大学長
各国立私立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省大臣官房長
藤原 誠
(公印省略)

第 7 回日中韓サミットに伴う警備協力について（要請）

この度、警察庁から文部科学省に対し、別紙（平成 30 年 4 月 24 日付け警察庁丙備発第 75 号「第 7 回日中韓サミットに伴う警備協力について」）のとおり協力要請がありました。

李克強中華人民共和国国務院総理及び文在寅大韓民国大統領は、5 月上旬に日中韓サミット等のため来日する予定です。

つきましては、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、貴職におかれては、別紙要請事項に関し、各都道府県警察や自治体の危機管理担当部局等と連携を図りながら、安全管理体制の充実、有事の際の情報伝達・対処等につき、地域の実情に応じて適切な措置を講じられるようお願いいたします。

本件につき、都道府県・指定都市教育委員会教育長及び都道府県知事にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校、各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対して、国公立大学長にあつては、その管下に附属する学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては、所轄の学校設置会社に対して、厚生労働省にあつては、所管の専修学校に対して、周知願います。

【問合せ先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第 4 係
電話 03-5253-4111（内線 2156）



警察庁丙備発第75号
平成30年4月24日

文部科学省大臣官房長 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

第7回日中韓サミットに伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます次第です。

さて、李克強中華人民共和国国務院総理及び文在寅大韓民国大統領は、5月上旬に日中韓サミット等のため来日する予定です。

今回の両首脳の旅をめぐっては、右翼等による領土問題等を捉えた活発な抗議行動が予想されるほか、両首脳一行や両国関連施設等を対象としたテロ等重大事件の発生が懸念されます。

警察では、両首脳を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、別紙「要請事項」により指導を強化されるなど、適切な措置を講じられますよう協力を要請します。

別紙

要 請 事 項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 日中韓サミット等関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 宿舎、行き先地周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用の自粛
- 5 宿舎、行き先地周辺におけるドローン等小型無人機の使用の自粛
- 6 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 交通規制の周知及び宿舎、行き先地周辺における交通総量抑制
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化
- 9 関係機関及び各事業者等に対する上記項目の指導の徹底

○ 個別要請事項

- 1 学校、研究所等における毒劇物、火薬類、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化及び学生等に対する化学物質等の適正な取扱いに関する指導
- 2 宿舎、行き先地に近接する学校、研究所等の施設管理の強化
- 3 放射性物質等の保管及び運搬に関する管理の強化
- 4 放射性物質等の運搬の自粛
- 5 学校、研究所等が所有する小型航空機に対する管理強化の指導
- 6 スポーツ施設、博物館、美術館等のソフトターゲットに対する警戒強化の指導